

パブリックコメントを実施します

第3次吉岡町耐震改修促進計画(案)



建築物の耐震に対する安全性向上を目的とした計画の改定のため、ご意見を募集します。

▼募集期間

11月8日(月)～29日(月)

▼応募方法

町ホームページ掲載の用紙または任意様式に、住所、氏名、ご意見を記入してください。

▼提出方法

郵送(11月29日(月)当日消印有効)、FAX、メールまたは窓口へ持参

▼計画案の閲覧場所

都市建設室窓口または町ホームページ

※提出と窓口閲覧は開庁時間にお願います。

▼公募結果

意見募集結果の公表の際は、個人情報公表はしません。また、個別の回答は行いません。ご了承ください。

▼提出・問い合わせ先

建設課 都市建設室
 ☎26・2278(直通)
 FAX 54・8681
 ✉toshiken@town.yoshioka.gunma.jp
 gunma.jp

今月の手話

「分からない・知らない」



右手の指先で、右胸から肩のあたりを2回払い上げます。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

成年年齢の引き下げ について②

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年4月からの成年年齢引き下げにより、18歳から自分の意思で契約ができるようになります。一方で、成年年齢の引き下げにより、未成年者取消権で保護されていた18および19歳は保護対象外になります。未成年者取消権とは、未成年者が行った契約を取り消しできる権利です。

※要件があります。契約の流れについては町ホームページで紹介しています。

成年年齢引き下げによる影響

保護がなくなった直後の成年は悪質な業者のターゲットになりやすく、成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

注意する ポイント

成年に達すると、法定代理人の同意がなくてもさまざまな契約ができるようになります。契約を結ぶか判断するのは自分であり、その契約の責任は自分で負うことを意味します。契約は内容を十分に確認し、本当に必要か、支払いは続けられるかなどをよく考え、慎重に行いましょう。



安心のために

自動車誤発進防止装置設置費を補助



▼対象(全て該当する人)

- 満70歳以上の人
- 町内に住所を有し居住している人
- 自動車運転免許証を保有している人
- 町税を滞納していない人
- これまでに当事業による助成を受けていない人
- 後付けの自動車誤発進防止装置の購入および設置から1年以内の人

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2万円

▼申請に必要なもの

- 交付申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書またはレシート(購入日および購入額が記載されているもの)
- 自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの
- 装着状況の分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳(振込先がわかるもの)

▼問い合わせ先

総務課 安全安心室
☎26・2243(直通)

「お互いさま」のまちづくりを目指して 助け合いの地域づくり講演会

高齢化が進んでおり、今後医療や介護だけでなくさまざまな生活支援を必要とする人が増えることが予想されます。誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには周りの人の力が必要です。自分に何ができるのかを、講演会を通して一緒に考えましょう。※参加費は無料です。

期日 11月19日(金)

時間 13:30~15:30 (申し込み不要)

場所 文化センター

講師 認定NPO法人じゃんけんぽん
理事長 井上謙一氏

介護福祉課 介護高齢室
☎26-2247 (直通)
社会福祉協議会
☎54-3930

中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止することを決定しました。

- 第45回町民文化祭
- 子育て連
吉岡町上毛かるた大会

問い合わせ先
教育委員会事務局 生涯学習室
☎54-1054 (直通)

どなたでも傍聴できます

町議会12月定例会(予定)



12月1日(水) 開会日

2日(木) 一般質問

3日(金) 一般質問

9日(水) 閉会日

(討論・表決など)

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。

発熱など体調が優れない人は傍聴をご遠慮ください。傍聴時は、マスクの着用と手指の消毒をお願いします。

本会議生中継・映像配信



▼問い合わせ先

議会事務局
☎26・2283(直通)

また、町議会ホームページで生中継および録画配信を行っています。ぜひご覧ください。

納付額全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まれます。また、本人の保険料だけではなく、扶養者(配偶者や子など)の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるには
年末調整や確定申告を行うときに、保険料の納付を証明する書類の添付が必要です。令和3年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付し



令和4年版県民手帳販売中

▼価格

A6スリム版 600円
A5版 1,200円

透明カバーの中に両面印刷の表紙が2枚入るので、入れ替えることで4種類(A6スリム版はぐんまちゃん・濃緑・赤・ページュ、A5版はぐんまちゃん・緑・赤・水色)の表紙が楽しめます。



▼販売期間(開庁時間)

12月24日(金)まで

▼販売窓口

企画財政課(4番窓口)

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)

▼問い合わせ先
渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607

た人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます。申告書を提出するときは必ず証明書または領収証書を添付してください。
※令和3年10月1日から12月31日までの間に今年初めて保険料を納付した人へは、令和4年2月上旬に届きます。
税法上有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故などが一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようにしましょう。

スポーツの話題



大会・教室のお知らせ

町民パドルテニス大会

期 12月5日(日)

時 午前9時～

場 明治小学校体育館(明治地区児童屋内体育施設)

対 町内在住者

※年齢制限有りません。

申 当日会場で受け付け

問 スポーツ協会パドルテニス部長 松岡 朋宏

☎090・7179・6812

第18回 体験剣道教室

剣道を通じて礼儀、集中力、正しい姿勢、健康を身につけましょう。

期 12月5日(日)

時 午前9時～午前12時30分

場 社会体育館剣道場

対 幼稚園児・保育園児～大人

内 剣道講話、試合見学、体操、礼法、基本動作(素振りや打ち込み)体験など

費 無料

持 動きやすい服装、タオル

申 問 スポーツ協会剣道部

部長 小竹 祥平

☎26・2917